

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第34条第2項の規定により、「京都市北部クリーンセンター建て替え整備事業に係る供用後の事後調査結果報告書（以下「事後調査結果（供用）報告書」という。）」が提出されましたので、同条第3項の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、事後調査結果報告書（供用）を縦覧に供します。

平成21年11月17日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称，代表者氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

京都市

(2) 代表者氏名

京都市長 門川 大作

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

2 対象事業の名称，種類及び規模

(1) 名称

京都市北部クリーンセンター建て替え整備事業

(2) 種類

ごみ処理施設（焼却施設及び再資源化施設）の設置

(3) 規模

焼却施設 400トﾝ／日（200トﾝ／日×2炉）

再資源化施設 40トﾝ／日（20トﾝ／日×2系列）

3 対象事業実施区域

京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地 ほか

4 事後調査結果（供用）報告書等の縦覧の場所，期間及び時間

（1）場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

京都市北部クリーンセンター

京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地

（2）期間

平成21年11月17日から同年12月16日まで（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）

（3）時間

「午前9時30分から正午まで」及び「午後1時から午後4時30分まで」

5 事後調査結果（供用）報告書の概要

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページより，事後調査結果（供用）報告書の概要をダウンロードすることができます。

[URL](http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/assess/hokubucc/hyousi.html) <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/assess/hokubucc/hyousi.html>

（環境政策局環境企画部環境管理課）